新宮市教育委員会規則第２号

新宮市立歴史民俗資料館条例等の一部を改正する条例及び新宮市立佐藤春夫記念館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

新宮市立歴史民俗資料館条例等の一部を改正する条例及び新宮市立佐藤春夫記念館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和８年８月 20 日

新宮市教育委員会教育長　速水　盛康

新宮市立歴史民俗資料館条例等の一部を改正する条例及び新宮市立佐藤春夫記念館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

新宮市立歴史民俗資料館条例等の一部を改正する条例（令和８年新宮市条例第 13 号）及び新宮市立佐藤春夫記念館条例の一部を改正する条例（令和８年新宮市条例第 14 号）の施行期日は、令和８年 10 月７日とする。